

遊佐町水防計画

令和4年12月

遊佐町

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任等	3
第4節 水防計画の作成及び変更	5
第5節 津波における留意事項	5
第6節 安全配慮	6
第2章 水防組織	7
第1節 水防管理団体	7
第2節 水防本部の体制	7
第3章 重要水防箇所	10
第4章 予報及び警報	12
第1節 気象庁が行う予報及び警報	12
第2節 洪水予報河川における洪水予報	14
第3節 水防警報	16
第4節 水位情報の通知及び周知	18
第5章 水防区及び担当消防団	21
第6章 設備、資機材及び輸送	22
第7章 水防活動	23
第1節 消防機関の非常配備	23
第2節 巡視及び警戒	23
第3節 水位観測	25
第4節 通報連絡	27
第5節 出動	33
第6節 応援	33
第7節 水防作業	33
第8章 水防異常通報	33
第9章 避難立退き	34
第10章 援助又は応援要請	34
第11章 居住者の出動準備	34
第12章 水防信号及び車両優先通行方式	35
第13章 公用負担	36
第14章 水防解除	37
第15章 水防報告	37
第1節 水防経過報告	37
第2節 水防報告	38
第16章 水防訓練	40
第17章 浸水想定区域における避難確保のための措置	40
第1節 洪水予報等の伝達方法	40
第2節 避難場所	40

第 3 節 災害時避難行動要支援者施設 42

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、山形県知事（以下「知事」という。）から指定された指定水防管理団体の遊佐町（以下「町」という。）が、同法第33条第1項の規定に基づき、町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、町の地域に係る河川、湖沼又は海岸の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

1 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同で処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。（本計画では、断りのない場合は遊佐町を指す。）

2 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。（遊佐町は、昭和55年8月11日に知事が指定。）

3 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。（本計画では、断りのない場合は遊佐町長を指す。）

4 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

5 消防機関の長

消防本部を置く市町村は消防長を、消防本部を置かない市町村は消防団の長をいう（法第2条第5項）。

6 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。ただし、本町では消防機関を含む水防組織により水防事務が十分に処理できることから、水防団は置かないものとする。

7 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の推移観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、第10条第3項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

8 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上、重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水

のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。

9 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）。

10 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大な又は相当な災害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知および周知を行う（法第 13 条）。

11 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

12 水防団待機水位

各水防機関が水防体制に入る水位をいう。量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位である。法第 12 条第 1 項に規定される通報水位に相当する。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況に関係者に通報しなければならない。

13 氾濫注意水位

水防団待機水位を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。河川巡視等の出動の目安となる水位である。法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位に相当する。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

14 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

15 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長が避難指示の発令を判断する目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

16 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

17 高潮特別警戒水位

法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

18 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水が溢れる等の危険が予想される個所であり、洪水等に際して水防上、特に注意を要する箇所をいう。

19 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定可能な中でも最大規模の降雨により、当該河川で氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

20 水防機関

水防管理団体及び法第6条に規定する水防団もしくは消防機関をいう。本町においては、消防機関を含む町の水防組織をいう。

21 水防従事者

水防機関に属し、水防活動を行う者をいう。

22 指揮者

水防機関において、水防事務及び水防活動を指揮する者をいう。

第3節 水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次の通りである。

1 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- (2) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法（昭和39年法律第167号）第22条の2、下水道法（昭和33年法律第79号）第23条の2）
- (4) 都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- (6) 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (8) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項）
- (9) 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の2）
- (10) 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）

- (11) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 10）
- (12) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等に指定したときの公示（法第 16 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項）
- (13) 水防信号の指定（法第 20 条）
- (14) 避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- (15) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
- (16) 水防団員の定員の基準の設定（法第 35 条）
- (17) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (18) 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

2 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第 3 条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防団の設置（法第 5 条）
- (2) 水防団員等の公務災害補償（法第 6 条の 2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第 9 条）
- (4) 水位の通報（法第 12 条第 1 項）
- (5) 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条の 2）
- (6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）
- (7) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった場合はその旨の公表及び要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第 15 条の 3）
- (8) 予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）
- (9) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
- (10) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条の 2）
- (11) 警戒区域の設定（法第 21 条）
- (12) 警察官の援助の要求（法第 22 条）
- (13) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
- (14) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
- (15) 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第 28 条の 3 項）
- (16) 避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- (17) 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- (18) （指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- (19) 消防事務との調整（法第 50 条）

3 国土交通省の責任

- (1) 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- (2) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- (3) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- (4) 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 4）

- (5) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
 - (6) 大規模氾濫減災協議会の設置
 - (7) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
 - (8) 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
 - (9) 特定緊急水防活動（法第32条）
 - (10) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
 - (11) 都道府県知事に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）
- 4 気象庁（山形地方气象台）の責任
- (1) 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
 - (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）
- 5 河川管理者の責任
- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
 - (2) 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）
- 6 居住者等の義務
- (1) 水防への従事（法第24条）
 - (2) 水防通信への協力（法第27条）

第4節 水防計画の作成及び変更

町は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、遊佐町防災会議に諮るとともに、知事に届け出るものとする。また、水防計画を変更したときは、その要旨を町のホームページ等で公表する。

第5節 津波における留意事項

日本海では、津波の原因となる地震の発生から短時間で津波が襲来する。従って、津波浸水区域における水防活動は、消防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

（参考）

想定される最大規模の地震津波（M7.8）における、遊佐町の主要海岸での津波到達時間及び津波高は次の通りである。

地区名	+20 cmの波到達時間	津最高水位	備考
比子	9分	11.2m	日向川
菅里	9分	11.0m	
吹浦	9分	12.5m	月光川
鳥崎	9分	14.9m	
女鹿	9分	13.1m	

第6節 安全配慮

洪水、津波、高潮又は高波のいずれにおいても、作業従事者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、監視員を配置するなどにより作業従事者自身の安全は確保しなければならない。

作業従事者自身の安全確保のため配慮すべき事項

- (1) 出水期前に、洪水時の堤防決壊等に備えた安全管理の研修または水防訓練を実施する。
- (2) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (3) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- (4) 水防活動は、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (5) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため隊員を随時交代させる。
- (6) 水防活動は、原則として複数人で行う。
- (7) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (8) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、隊員の安全を確保するため、必要に応じて、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (9) 指揮者は、隊員の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を隊員へ周知し、共有しなければならない。
- (10) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に周知徹底する。
- (11) 津波浸水想定のある区域内にある作業従事者は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。

第2章 水防組織

第1節 水防管理団体

水防支部名	町名	指定水防管理団体	水防管理者
庄内支部	遊佐町	遊佐町	遊佐町長

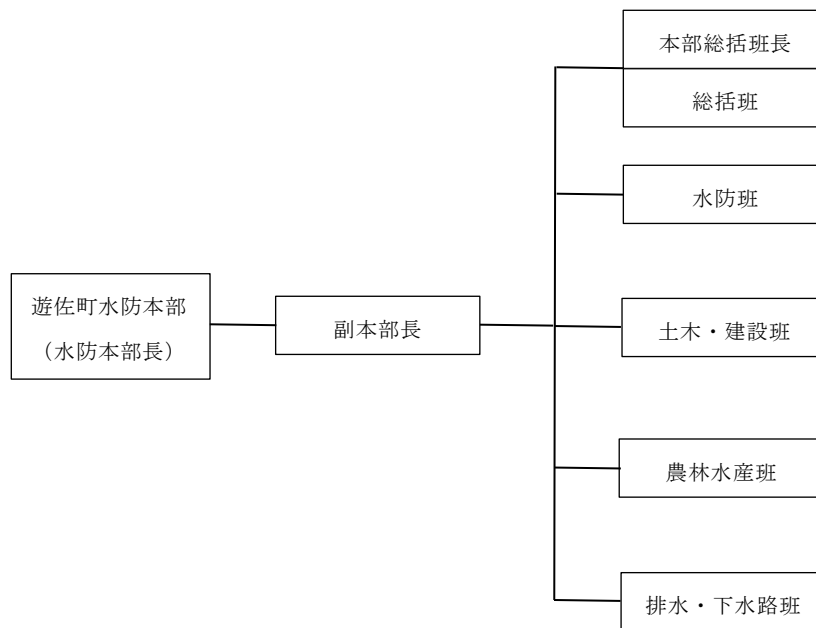
第2節 水防本部の体制

1 水防本部の設置

- (1) 水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水、津波又は高潮（以下「水害等」という。）のおそれがあると認められるときから水害等のおそれがなくなると認められるときまで、町は、役場庁舎内第4会議室に水防本部を設置し、水防事務を処理する。
- (2) 遊佐町地域防災計画に基づく災害対策本部が設置された場合には、その組織に統合されるものとする。なお、水防本部設置前に災害対策本部が設置された場合には、水防本部が設置されたものとみなす。

2 町の水防組織

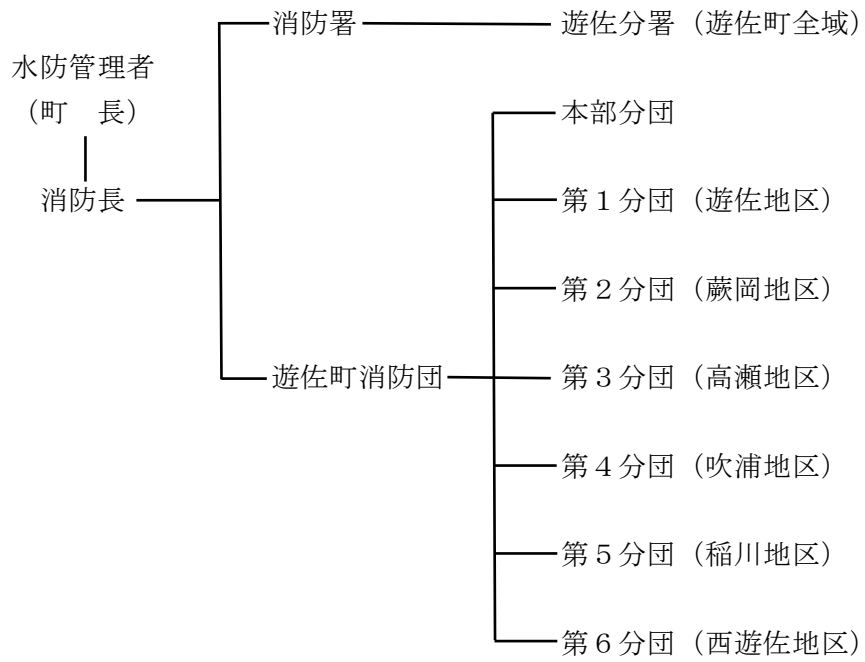
(1) 組織系統



(2) 水防本部の事務分掌

名 称	職・課名等	事務分掌
水防本部長	町長	町内の情報を収集し、必要な水防命令を発し、水防活動全般を総括する。
副本部長	副町長	本部長を補佐し、本部長不在の場合はこれを代行する。
本部総括班長	総務課長	町内の情報収集、水防命令の伝達、水防活動全般を本部各班に指示する。 本部各班が収集した情報、水防活動の結果等を本部長に報告する。 本部各班の相互応援、情報交換、活動調整を行う。
総括班	総務課 企画課 町民課	水防本部の設置・解除に関すること。 配備態勢その他本部長命令の伝達に関すること。 気象情報の受信・伝達に関すること。 被害状況及び応急対策の取りまとめに関すること。 人、住家の被害状況調査に関すること。 自衛隊及び関係機関への連絡・要請に関すること。 報道機関との連絡、広報に関すること。 災害対策物資の調達に関すること。 避難指示等の伝達に関すること。
水防班	総務課 地域生活課 酒田地区広域行政組合消防本部 遊佐町消防団	堤防等の重要水防箇所の監視・報告に関すること。 水防工法の指導に関すること。 水防災害に関すること。 救急救助に関すること。 避難者の誘導と人命救助に関すること。 支援活動に関すること。
土木・建設班	地域生活課	交通施設の被害状況及び応急対策に関すること。 道路、河川、水路、橋りょう等に関する被災状況調査及び災害応急対策に関すること。 道路等の安全確保に関すること。 海岸線の被災状況等に関すること。
農林水産班	産業課	農業用水路、農道、林道及び山地等の被害調査及び応急対策の実施に関すること。 農林水産業の被害調査及び応急対策の指導に関すること。 漁港の被害調査及び応急対策の指導に関すること。 その他農林水産に関すること。
排水・下水路班	地域生活課 産業課	農村集落排水並びに都市下水道及び農業集落排水施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること。

(3) 消防署・消防団の組織



第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水が溢れる等の危険が予想される箇所であり、水防活動において重点的に見回り点検が必要な場所のことである。その重要さによって「重要度 A」「重要度 B」「要注意区間」の3つのランクに分けられている。

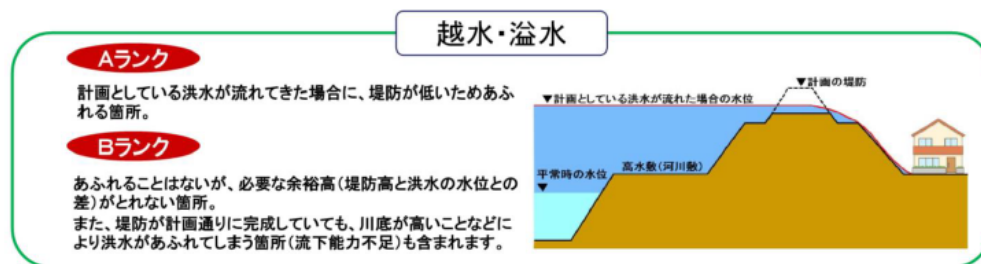
1 河川関係

No.	河川名	重要水防箇所				想定水防 工法名	警戒 水位 (m)	重要となる理由
		地先名	種別	重要 度	延長 (m)			
1	月光川	吉出字 川原 新田	堤防 断面	A	2,500	積土俵	2.8	堤防未改修、天端付近まで水位が上昇する。
2	牛渡川	直世字 荒川	堤防高	A	2,800	積土俵	2.8	洪水時、天端付近まで水位が上がり危険
3	滝淵川	直世字 高ノ上	堤防高	A	1,320	積土俵	2.8	洪水時、天端付近まで水位が上がり危険
4	滝淵川	直世字 箕輪	堤防高	A	2,400	積土俵	2.8	洪水時、天端付近まで水位が上がり危険

2 海岸関係

No.	地区海岸名	重要水防箇所		危険度		予想される危険	対策水防工法
		現況	延長(m)	種別	危険度		
1	比子海岸	護岸	1,350	洗掘	B	欠壊	捨ブロック
2	菅里海岸	護岸	550	洗掘	B	欠壊	捨ブロック
3	吹浦海岸	護岸	400	水衝箇所	B	越波	積土嚢

3 重要度の例



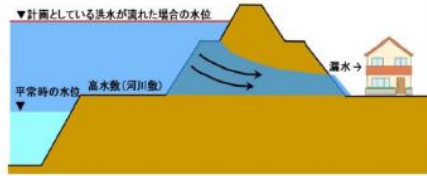
堤体漏水

Aランク

堤防の機能に支障が生じる堤体漏水の履歴が有り、類似の変状が繰り返し生じている箇所。
堤防の機能に支障が生じる変状の履歴があり、かつ「堤体漏水」に関する指標が基準を満たさない場合。
水防団等との意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。

Bランク

堤防の機能に支障が生じて無いが、進行性がある変状が集中している箇所。堤防の機能に支障が無いが、「堤体漏水」に関する指標が基準を満たさない箇所。
水防団等との意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。



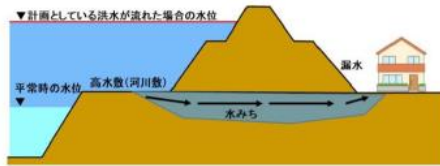
基盤漏水

Aランク

堤防の機能に支障が生じる基盤漏水の変状の履歴が有り、類似の変状が繰り返し生じている箇所。
堤防の機能に支障が生じる変状の履歴があり、かつ「基盤漏水」に関する指標が基準を満たさない場合。
水防団等との意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。

Bランク

堤防の機能に支障が生じて無いが、進行性がある変状が集中している箇所。堤防の機能に支障が無いが、「基盤漏水」に関する指標が基準を満たさない箇所。
水防団等との意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。



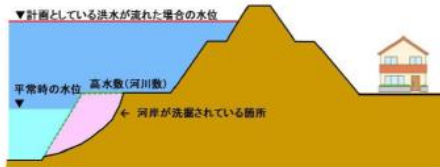
水衝・洗掘

Aランク

水衝部(川が曲がっている外側で、水の流れが強くあたる場所のこと)にある堤防の前面の川底が流れにより深く掘られているが、まだその対策が十分でない箇所

Bランク

水衝部にある堤防の前面の川底が流れにより、それほど深くはないが掘られており、まだその対策が十分でない箇所



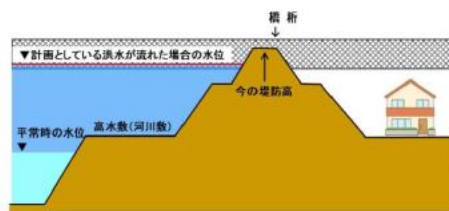
工作物

Aランク

堰、橋、樋管などのうち、護岸が取り付けられていなかったり、施設が老朽化しているなど改善が必要があるがまだ対策が十分でない箇所。また、橋などの高さが低いため、計画としている洪水が流れた場合、橋桁がもぐってしまう箇所

Bランク

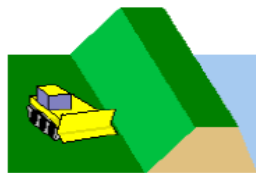
橋桁がもぐってしまうことはないが、必要な余裕高(橋桁下と洪水の水位との差)がとれない箇所



工事

要注意区間

洪水が発生する可能性の高い期間に工事を行うところが指定されます。



新堤防

要注意区間

新しく作られた堤防で、築堤から3年にならないところが指定されます。また、破埋したところや、旧川跡も指定されます。



第4章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

山形地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を東北地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次の通りである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準	気象台	気象庁
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生すると予想したとき	○	
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生する恐れがあると予想したとき	○	
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生する恐れが著しく大きいと予想したとき	○	
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生する恐れがあると予想したとき	○	
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生する恐れがあると予想したとき	○	
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生する恐れがあると予想したとき		○
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生する恐れがあると予想したとき		○
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生する恐れが著しく大きいと予想したとき		○

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

（大雨注意報発表基準）

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
庄内北部	遊佐町	8	89
【備考】			

(洪水注意報発表基準)

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準※ ¹	指定河川洪水予報 による基準
庄内北部	遊佐町	月光川流域=16.3	月光川流域=(9, 15.9) 日向川流域=(7, 15.5)	日向川[穂積]
【備考】 ※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表している。				

(大雨警報発表基準)

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
庄内北部	遊佐町	18	124
【備考】			

(洪水警報基準)

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準※ ¹	指定河川洪水予報 による基準
庄内北部	遊佐町	月光川流域=20.4	—	日向川[穂積]
【備考】 ※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表している。				

(高潮警報・注意報発表基準)

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
庄内北部	遊佐町	1.5m	1.0m
【備考】			

(大雨特別警報発表基準)

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
<p>【備考】</p> <p>大雨特別警報とは、50年に一度の値以上となった5km格子がまとまって出現した際に発表する。(ただし、R03は150mm以上となった格子をカウント対象とする。)</p> <p>個々の市町村で、50年に一度の値以上となった5km格子が出現することのみで発表するわけではない。</p>	

(雨に関する50年に一度の値)

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準		土壌雨量指数基準
庄内北部	遊佐町	R48=365	R03=140	SWI=227
<p>【備考】</p> <p>R48：48時間雨量 R03：3時間雨量</p> <p>50年に一度の値とは、再現期間50年の確立値のことである。R48、R03、SWIのいずれも市町村にかかる5km格子の値の平均をとったもの。</p>				

※土壌雨量指数・流域雨量指数・表面雨量指数

土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけたまっているかを、これまでに降った雨と今後数時間に降ると予想される雨等の雨量データから「タンクモデル」という手法を用いて数値化したもの。

流域雨量指数とは、河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えているかを、これまでに降った雨と今後数時間に降ると予想される雨から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したもの。

大雨によって発生する土砂災害（土石流・がけ崩れ等）は土壌中の水分量が多いほど発生の可能性が高く、また、何日も前に降った雨が影響している場合もあり、洪水災害（河川の増水、氾濫など）は、流下してくる雨水の量が多いほど発生の可能性が高く、かつ、下流の降雨が下流に集まるまでの時間差も考慮しなければならない。

表面雨量指数とは、地面の被覆状況や地質、地形購買などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。

第2節 洪水予報河川における洪水予報

種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、避難情報発令の判断に資するため、知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、関係市町村の長に通知するものとする。

(1) 洪水予報の情報名と発表・解除の基準

洪水予報の種類	情報名	発表基準
洪水注意報 発表 又は 洪水注意報	氾濫注意情報 (洪水注意報) 【警戒レベル2相当】	次表の予報基準地点の水位が、 ・ 氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が続いたとき。 ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。
洪水警報 発表 又は 洪水警報	氾濫警戒情報 (洪水警報) 【警戒レベル3相当】	次表の予報基準地点の水位が ・ 氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）。 ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性が洪水警報なくなった場合を除く）。
	氾濫危険情報 (洪水警報) 【警戒レベル4相当】	次表の予報基準地点の水位が ・ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき。 ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。
	氾濫発生情報 (洪水警報) 【警戒レベル5相当】	予報区間において ・ 氾濫が発生しているとき。 ・ 氾濫が継続しているとき。
洪水注意報 警報解除	氾濫注意情報解除 (警報情報解除)	次表の予報基準地点の水位が、 ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く）。 ・ 氾濫警戒情報を発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）。
洪水注意報 解除	氾濫注意報解除	次表の予報基準地点の水位が、 ・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき。

(2) 予報基準地点となる水位観測所

洪水予報名	水位観測所名	水防団待機水位 通報水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	所轄事務所
日向川	穂積	3.10	4.30	4.90	5.60	山形県 (庄内総合支庁)

(3) 河川名・指定区域及び担当水防管理団体

水系	河川	実施区間	担当水防管理団体
日向川	日向川	自左岸 酒田市升田字上内川	酒田市、遊佐町
		自右岸 酒田市升田字砂田	
		至右岸 河口	

第3節 水防警報

1 知事の発する水防警報（法第16条）

(1) 水防警報の対象とする河川の水位観測所

所轄		河川名	水位観測所名	河口又は合流点よりの距離 (km)	水防団待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位（警戒水位） (m) 警戒レベル 2相当	避難判断水位 (m) 警戒レベル 3相当	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位） (m) 警戒レベル 4相当
総合支庁	課名							
庄内	河川砂防課	日向川	穂積	3.4	3.10	4.30	4.90	5.60

(2) 水防警報発表者（知事）

支部水防長（庄内総合支庁建設部長、庄内総合支庁建設部次長）

(3) 水防警報の段階と範囲（知事）

警報の段階

第一段階 準備…水防団員の出動に対する準備体制をとり、水防器材の整備点検水門開閉の準備を通知するもの

第二段階 出動…水防団員の出動を通知するもの

第三段階 解除…水防活動の終了を通知するもの

(4) 各対象量水標の範囲

所轄総合支庁	河川名	水位観測所名	待機	準備	出動	解除	情報	その他特に必要な事項	
庄内	河川砂防課	日向川	穂積	行わない	水位3.10mに達し更に氾濫注意水位(警戒水位)を上廻る水位が予想されるとき	水位4.30mに達し更になお増水のおそれがあるとき	水防作業の必要がなくなつたとき	水防活動に必要があると認められたとき	特殊構造物(水門、樋門)の閉鎖については状況に応じて行う

(5) 水防警報発表担当者及び受報者

河川名	観測所名	発表担当者	受報担当者	受報水防管理団体	連絡方法	摘要
日向川	穂積	庄内総合支庁建設部長	山形県県土整備部河川課長	遊佐町、酒田市	県防災行政無線又は電話	

(6) 水防警報河川及びその区域

河川名	水位観測所名	水防管理団体及び区域					摘要	
		水防管理団体	区 域		距 離			
日向川	穂積	遊佐町 酒田市	左岸	酒田市升田字上内川より 河口まで	右岸	酒田市升田字砂田より 河口まで	左岸 右岸 19.97 km	

(7) 発表形式(知事)

河川名	警報	発表番号	種 別	発表日時分	発表者
日向川	水防警報	第 号	準備	年 月 日 時 分	庄内総合支庁 建設部長
			出動		
			解除		
			情報		

本文の形式は、国土交通大臣の発する水防警報に準ずる。

第4節 水位情報の通知及び周知

水位周知河川における水位到達情報の種類には、氾濫警戒情報、氾濫危険情報がある。山形県村山・置賜・最上・庄内各総合支庁は、次表の通り指定した河川について水位が避難判断水位に達したとき、および氾濫危険水位（法第13条第2項に規定する洪水特別警戒水位）に達したときは、それぞれその旨を水防本部に通知するとともに、一般に周知する。

（法第13条第2項）ただし、降雨の状況等により水位の上昇が著しい場合等は、避難判断水位に到達した際の本部への通知および当該発表情報を省略することができる。

水防本（支）部は、この通知を受けたときは、直ちに水防体制に入るとともに第7章第4節の通信連絡系統によって関係機関に伝達するものとする。

1 発表する情報の種類、発表基準

種 類	発 表 基 準
氾濫警戒情報 【警戒レベル3相当】	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報 【警戒レベル4相当】	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき

2 知事が行う水位情報の通知および周知（法第13条）

(1) 水位情報の通知および周知を行う河川（水位周知河川）の水位観測所

所轄	河川名	水位観測所名	観測場所	河口又は合流点よりの距離(km)	水防団待機水位(通報水位)(m)	氾濫注意水位(警戒水位)(m)	避難判断水位(m) 警戒レベル3相当	氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(m) 警戒レベル4相当
庄内総合支庁	月光川	尻引	遊佐	8.8	2.20	2.90	3.10	3.40
		吹浦	菅里	1.6	1.90	2.80	3.00	3.10
河川砂防課	庄内高瀬川	庄内高瀬川	北目	3.0	1.80	2.40	3.10	3.50

(2) 通報担当者及び受報担当者

河川名	観測所名	通報担当者	受報担当者	周知市町村	連絡方法	摘要
月光川	尻引	庄内総合支庁建設部長	山形県県土整備部河川課長	遊佐町	県防災行政通信 FAX又は電話	
	吹浦	〃	〃	遊佐町	〃	
庄内高瀬川	庄内高瀬川	〃	〃	遊佐町	〃	

(3) 氾濫危険水位（水防法第 13 条で規定される洪水特別警戒水位）設定河川及び水位局の受
持ち区間

河川名	水位観測所名	周知市町村及び区域			摘要
		周知市町村	区 域	距 離	
月光川	尻 引	遊佐町	左岸 遊佐町杉沢字嶽の腰 591 番地の 2 地先 遊佐町菅里字菅野（庄内高瀬川合流点） 右岸 遊佐町吉出字金俣 4 番地の 1221 地先 遊佐町北目字丸子（庄内高瀬川合流点）	左岸 右岸 12.8 km	
	吹 浦	遊佐町	左岸 遊佐町菅里字菅野（庄内高瀬川合流点） 河口部 右岸 遊佐町北目字丸子（庄内高瀬川合流点） 河口部	左岸 右岸 3.2 km	
庄 内 高瀬川	庄 内 高瀬川	遊佐町	左岸 遊佐町野沢字長坂 82 番地の 1 地先 月光川への合流点 右岸 遊佐町北目字麻掛 1 番地の 2 地先 月光川への合流点	左岸 右岸 6.6 km	

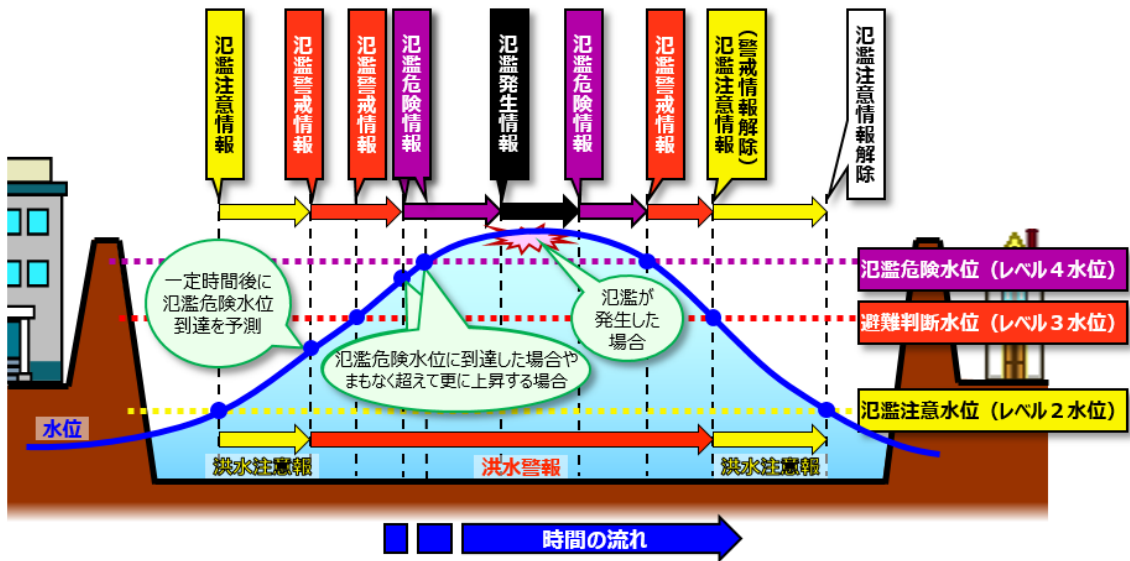
警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報(避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
				洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保 (必ず実行されるものではありません)	水位情報が ある場合 (下段: 国管理河川の 洪水の危険度分布※1)	水位情報が ない場合 (下段: 洪水警報 の危険度分布)	内水氾濫に 関する情報	大雨特別警報 (土砂災害の 危険度分布)	高潮特別警報※3
5相当	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保 (必ず実行されるものではありません)	氾濫発生情報 (危険度分布: 黒)	大雨特別警報 (浸水害)※2 危険度分布: 黒	大雨特別警報 (土砂災害) 危険度分布: 黒	高潮特別警報※3	高潮特別警報※3
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 (令和3年の改正法改正 以前の避難勧告の タイミングで発令)	氾濫危険情報 (危険度分布: 紫)	危険度分布: 紫	内水氾濫 危険情報 (水位超過時) 水位超過時 水位超過時	土砂災害警戒情報 危険度分布: 紫	高潮特別警報※4 高潮警報※4
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難※	高齢者等避難	氾濫警戒情報 (危険度分布: 赤)	洪水警報 危険度分布: 赤		大雨警報(土砂災害) 危険度分布: 赤	高潮警報に切り替 える可能性に言及 する高潮注意報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨、 高潮注意報	氾濫注意情報 (危険度分布: 黄)	危険度分布: 黄		危険度分布: 黄	
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報					

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

上段赤字: 危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報(市町村に対し関係機関からボックス型で提供される情報)
下段赤字: 常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報(市町村が自ら確認する必要がある情報)

出典：避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）内閣府防災情報のページ

洪水予報の標題（種類）	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
〇〇川氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫の発生 (氾濫水の予報)	氾濫水への警戒を求める段階 【警戒レベル5相当】
〇〇川氾濫危険情報 (洪水警報)	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階 【警戒レベル4相当】
〇〇川氾濫警戒情報 (洪水警報)	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階 【警戒レベル3相当】
〇〇川氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階 【警戒レベル2相当】



出典：気象庁 HP 指定河川洪水予報

第5章 水防区及び担当消防団

1 区域内の河川の水防区及び担当消防団部隊名は、次の通りとする。

水防区番号	河川名	担当水防並びに警戒区	担当消防団部隊名
1	月光川 山田川	蚕桑、宮山坂	1. 6. 1～3
2	熊野川	杉沢	2. 2. 1～4
3	月光川	平津、大楯	1. 2. 1、2. 3. 4、2. 4. 1、2. 4. 4
4	同	朝日橋下流左岸	1. 1. 1～2、1. 2. 3、1. 3. 1
5	同	朝日橋下流右岸	1. 4. 4、1. 5. 1～2
6	同	朝に橋下流右岸	1. 3. 2～3
7	同	宮田橋上流	5. 1. 1、5. 2. 1、5. 3. 1、5. 3. 3
8	同	宮田橋下流	5. 3. 2、5. 4. 1～2
9	百々沢川	藤井下流	1. 7. 1～2
10	庄内高瀬川	野沢地内	1. 4. 2～3
11	庄内高瀬川 野沢川	下野沢上流左岸	1. 4. 1
12	同 同	下野沢上流右岸	3. 3. 1～2
13	同	北目橋上流	3. 2. 1～2、3. 3. 3
14	同	丸子地内	3. 1. 1、3. 2. 3
15	洗沢川	上洗沢橋上流	3. 2. 4～3
16	同	中山、樽川地内	3. 4. 1
17	同	菅野地内	3. 2. 3、3. 5. 1～2
18	滝沢川 (含牛渡川)	落伏、箕輪	4. 4. 1～2
19	月光川	吹浦川、港	4. 1. 1～2、4. 2. 1～2
20	日向川	四ツ興屋上流右岸	2. 3. 1～3、2. 4. 2
21	同	四ツ興屋下流右岸	2. 1. 1、2. 4. 5、2. 5. 1～4
22	同	白木地内両岸	6. 4. 1～3
23	西通川	西通橋上流	6. 2. 1～3
24	同	西通橋下流	6. 1. 1、6. 3. 1～2
25	月光川河口以南海岸		6. 4. 1～4
26	月光川河口以北海岸		4. 3. 1、4. 3. 3、4. 5. 1～2

2 水害発生のおそれのない場合の対応

消防団長は、水害発生のおそれのない水防区の部隊を、担当以外の水防区に出動させ水防業務に従事させることができる。

第6章 設備、資機材及び輸送

1 町の責任を有する水防区に水防倉庫を設置し、水防に必要な資材、器材を常時備蓄するものとする。

2 水防倉庫の位置及び備蓄する資器材の数量は、概ね次の通りとする。

水防倉庫一覧表

	位置	器具		資材		
1	遊佐字松葉 7-5 平成28年建設 (106.31 m ²)	ペンチ 鎌 鋸 鉋・斧 掛矢 鉄製ハンマー スコップ ツルハシ 一輪車 照明灯	10丁 20丁 5丁 7丁 6丁 4丁 20丁 6丁 4台 2基	麻袋 杉丸太 縄 シート 鉄線 木杭 鉄杭 塩ビ管	7,400枚 3本 75kg 100枚 50kg 47本 100本 5本	3.6m×9cm 10#又は8# 1.8m×6cm 1.2m×16mm 10~15mm×4m
2	小原田字水上64 平成10年建設 (33 m ²)	ペンチ 鋸 スコップ マメトラ スイーパー	3丁 1丁 20丁 1台 1台	麻袋 ロープ 網	600枚 10巻 1枚	
3	北目字菅野 谷地161 平成12年建設 (39.6 m ²)	ペンチ 掛矢 スコップ リヤカー 鉄線ハサミ 救助用ボート 可搬式ウインチ 可搬式ワイヤー チェーンソー	5丁 10丁 258丁 1台 10丁 3台 2台 2本 1台	担架 麻袋 縄・ロープ シート 鉄線 木杭 鉄杭	2台 2,000 20kg 5枚 30kg 20本 400本	10#又は8# 1.8m×6cm 1.2m×16mm

3 備蓄する資材、機材に不足を生じた場合には、これを速やかに補充し確保するとともに、緊急時には需要に応じられるよう業者等の協力体制を整えておくものとする。

- 4 消防団の各担当部隊は、緊急の場合に必要な資材を農業団体等の所有者が直ちに供出に応じられるよう、予め協力を求めておくなどの措置を講じておくものとする。
- 5 水防本部は、管内の水防区について、あらゆる状況に応じて資器材を輸送できるよう道路その他の交通網を調査し、臨機応変の輸送計画をたて、これを所轄分団に報告するものとする。
- 6 水防本部は、資材を緊急輸送するために、町所有の車両を配備するほか、町内の輸送業者に対して車両の優先借上げを予約しておくものとする。

第7章 水防活動

第1節 消防機関の非常配備

水防管理者は、水防警報が発表されたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき及びその他水防上の必要があると認められるときは、消防長に消防機関の出動又は出動の準備を要請する。

その基準はおおむね次の通りとする。

配備区分	配 備 基 準	配 備 体 制
待 機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	消防本部及び消防団の連絡員を水防本部に詰めさせ、消防長及び消防団長は、その後の情勢を把握することに努め、消防署と消防団は直ちに次の段階に対応できる状態で備える。
準 備	1 河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達して、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき 2 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき	消防署長及び消防団長は、所定の詰め所に部隊を集合させ、資機材及び器具の整備点検を行い、一部の部隊を重要水防箇所へ派遣し堤防等の巡視に出動させる。
出 動	1 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき 2 潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき	消防署及び消防団の各部隊が所定の場所に集合し警戒配備につく。
解 除	水防管理者が解除の指令をしたとき	

第2節 巡視及び警戒

1 平常時

水防管理者及び消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上、危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を

水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上、危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

2 出水時

(1) 洪水

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、第3章に定める重要水防箇所を中心に巡視する。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、河川等の管理者に連絡するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときには別に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ア 堤防から水が溢水するおそれのある箇所の水位の上昇
- イ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ウ 堤防の堤外法面で水当たりの強い場所の亀裂及び欠け崩れ
- エ 堤防の堤内法面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- オ 排・取水門の両軸又は底部からの漏水と扉の閉まり具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

(2) 高潮

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に、既往の被害箇所その他重要な箇所を中心に巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは地震の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、海岸等の管理者に連絡するものとする。

- ア 堤防から水が溢水するおそれのある箇所の潮位の上昇
- イ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ウ 堤防の堤外法面で水当たりの強い場所の亀裂及び欠け崩れ
- エ 堤防の堤内法面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- オ 排・取水門の両軸又は底部からの漏水と扉の閉まり具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

第3節 水位観測

1 水位観測

担当分団長は洪水、高潮等のおそれがあると認めた場合は、巡視係に河川港湾等の水位を観測させ、その状況を次の各号により随時本部に報告しなければならない。

- (1) 測定日時
- (2) 測定場所
- (3) 水位
- (4) 増減の傾向又は見込み

2 気象庁が発表する洪水注意報及び警報に該当する条件

洪水注意報	水位・潮位一覧表の予報基準地点の水位が、警戒水位を超え、さらに上昇するおそれがあるとき、又は洪水により災害が発生するおそれがあるとき
洪水警報	水位・潮位一覧表の予報基準地点の水位が、危険水位程度若しくはそれを超える洪水となることが予想されるとき 堤防の破堤、氾濫により重大な被害を受ける恐れがあるとき

3 山形県と気象庁が共同で発表する河川毎の洪水警報等（日向川）

洪水予報の種類	予報分の表題	該当する条件
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
洪水警報	氾濫警戒情報	避難判断水位（特別警戒水位）に到達したとき あるいは、氾濫危険水位（危険水位）に達すると見込まれたとき
	氾濫危険情報	氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき
	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

4 水位・潮位一覧表

河川名	量水標	所在場所	水防団待機水位指定水位)	氾濫注意水位（警戒水位)	避難判断水位（特別警戒水位)	氾濫危険水位（危険水位)
月光川	尻引	遊佐町遊佐	2.2m	2.9m	3.1m	3.4m
月光川	吹浦	遊佐町菅里	1.9m	2.8m	3.0m	3.1m
庄内高瀬川	庄内高瀬川	遊佐町北目	1.8m	2.4m	3.1m	3.5m
吹浦港			平均海面 1.5m以上のとき			

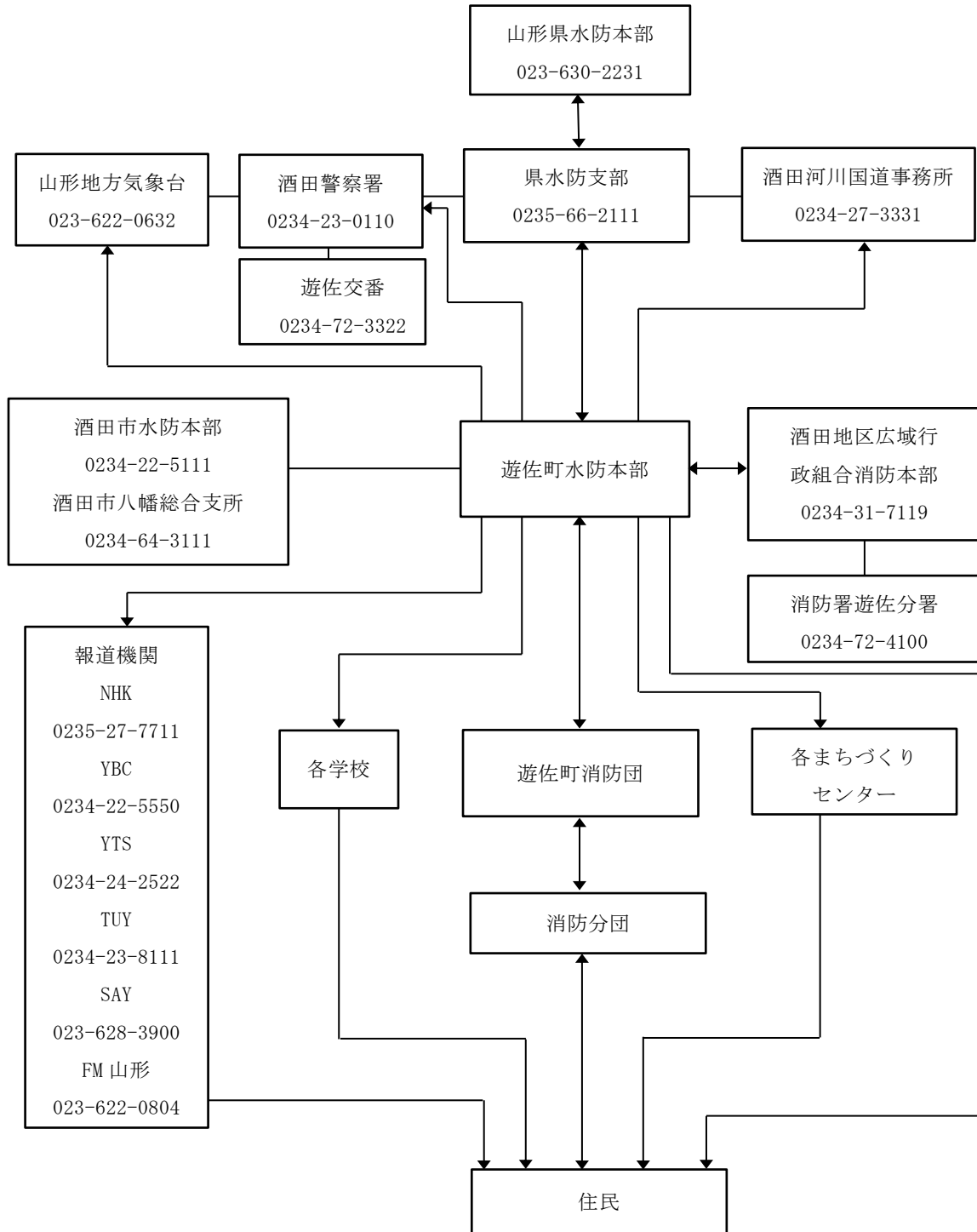
5 水防警報の種類

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	水防団の足止めを行う。	水位が水防団待機水位（指定水位）に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
準 備	水防資器材の準備点検、水防団幹部の出動等に対するもの	雨量・水位・流量その他の河川状況等により必要と認められたとき
出 動	水防団員の出動を通知するもの	雨量・水位・流量その他の河川状況等により氾濫注意水位（警戒水位）を越え、さらに増水が予想されるとき
解 除	水防活動の終了を通知するもの	水防作業の必要が無くなったとき
情 報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の高さ、時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに、越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの	適宜

第4節 通報連絡

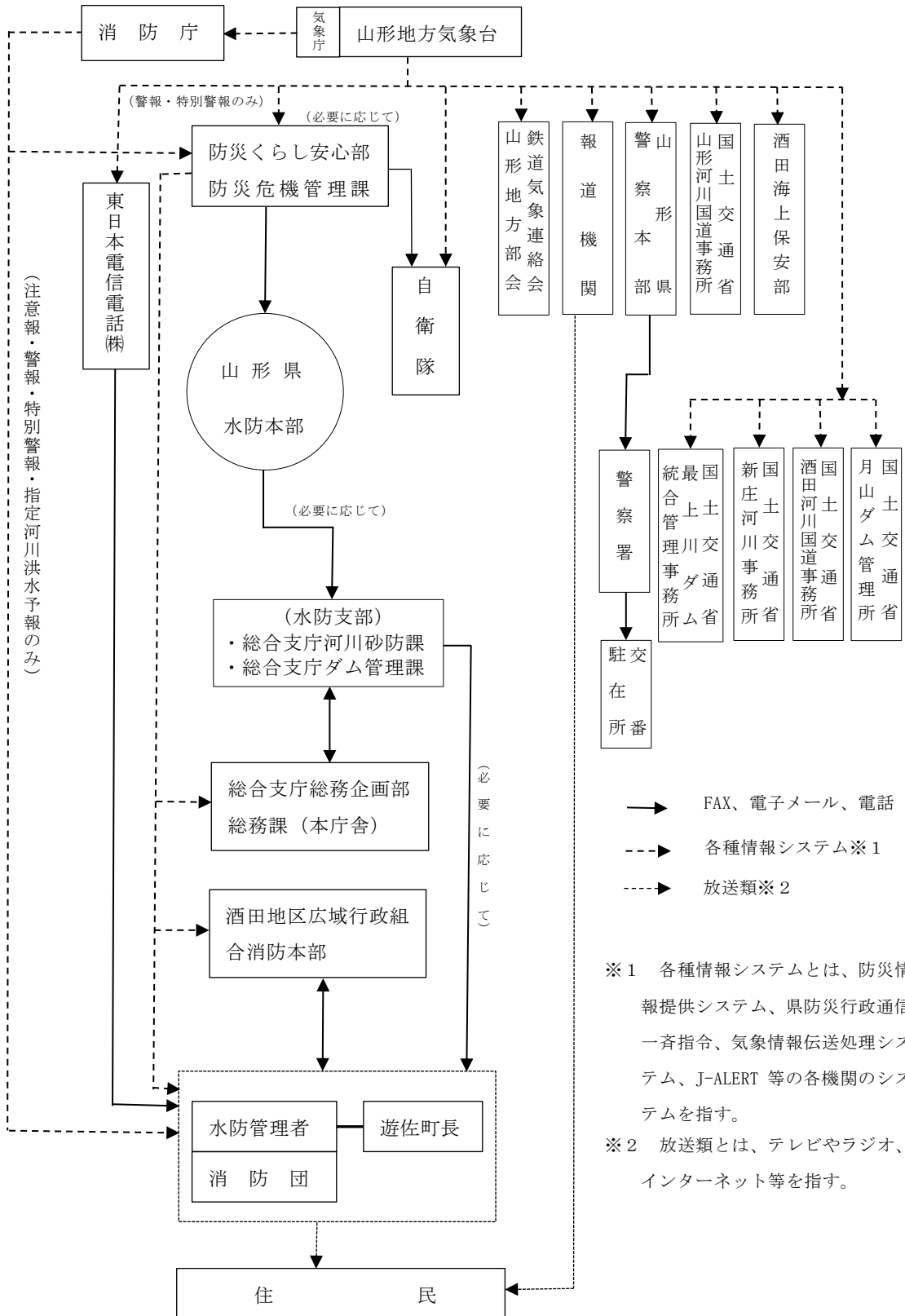
- 1 水防管理者は、第2節第1項の報告を受けたときは、山形県水防支部（庄内総合支庁）及び関係機関に通報するとともに、必要に応じて関係住民に対し周知し、水防活動を開始するものとする。

水防災害通報連絡系統図

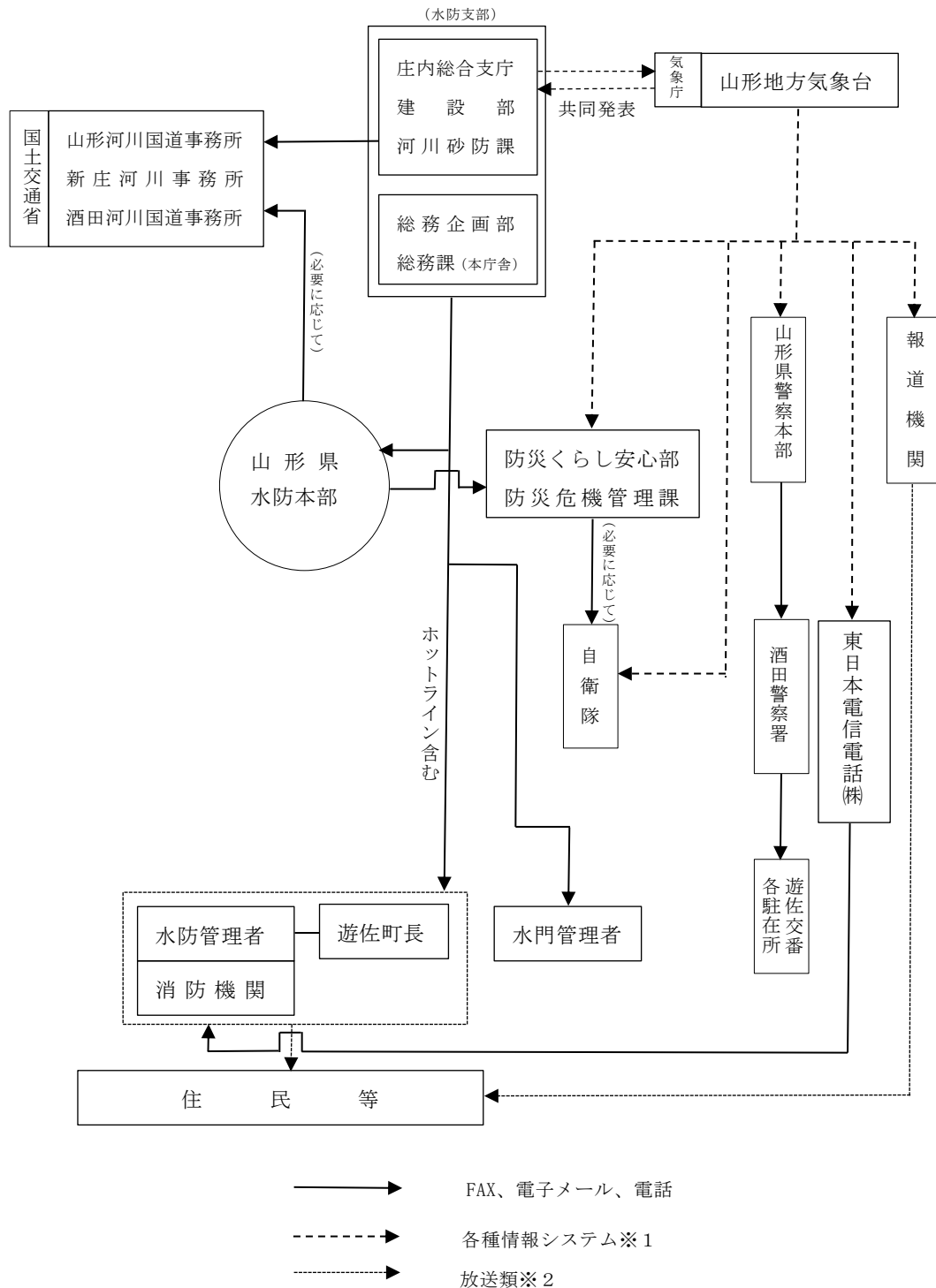


2 各種連絡系統図

(1) 水防に関する気象情報連絡系統図



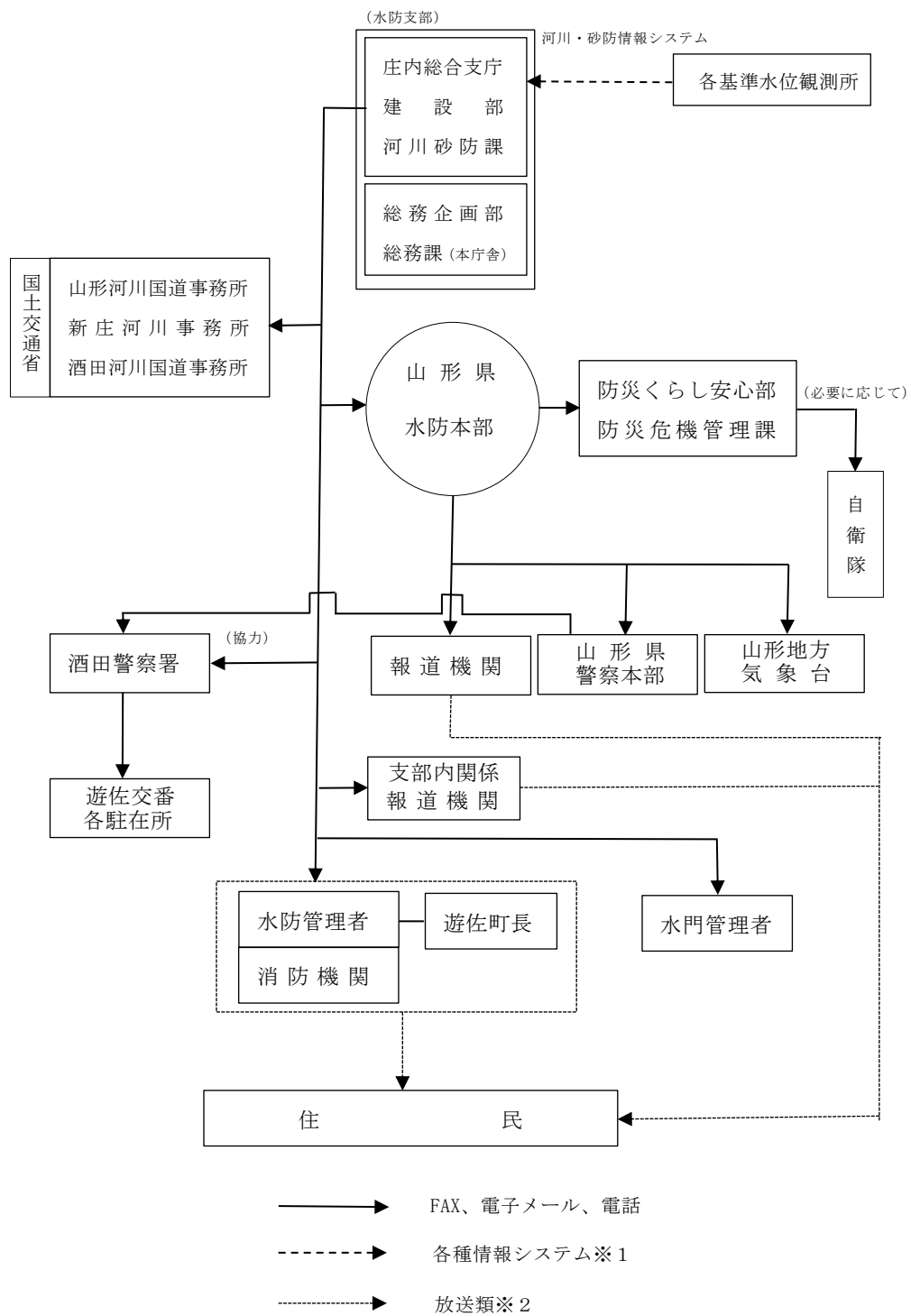
(2) 山形県洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）情報連絡系統図（対象河川は日向川）



※1 各種情報システムとは、防災情報提供システム、県防災行政通信一斉指令、気象情報伝送処理システム、J-ALERT 等の各機関のシステムを指す。

※2 放送類とは、テレビやラジオ、インターネット等を指す。

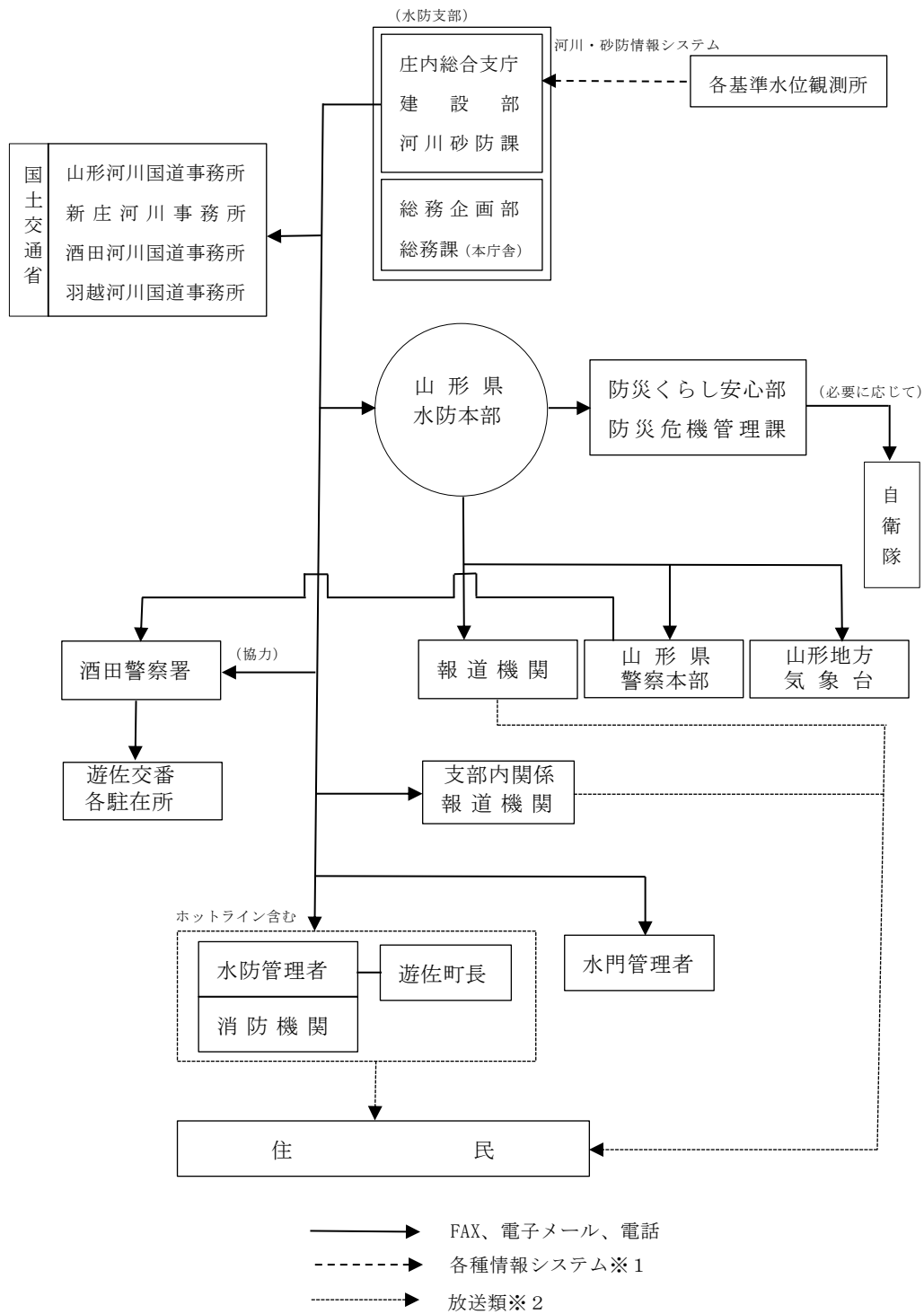
(3) 山形県水防警報（準備・出動・解除・情報）情報連絡系統図（対象河川は日向川）



※1 各種情報システムとは、防災情報提供システム、県防災行政通信一斉指令、気象情報伝送処理システム、J-ALERT等の各機関のシステムを指す。

※2 放送類とは、テレビやラジオ、インターネット等を指す。

(4) 山形県氾濫警戒情報等（避難判断水位到達情報等）情報連絡系統図（対象河川は月光川、庄内高瀬川）



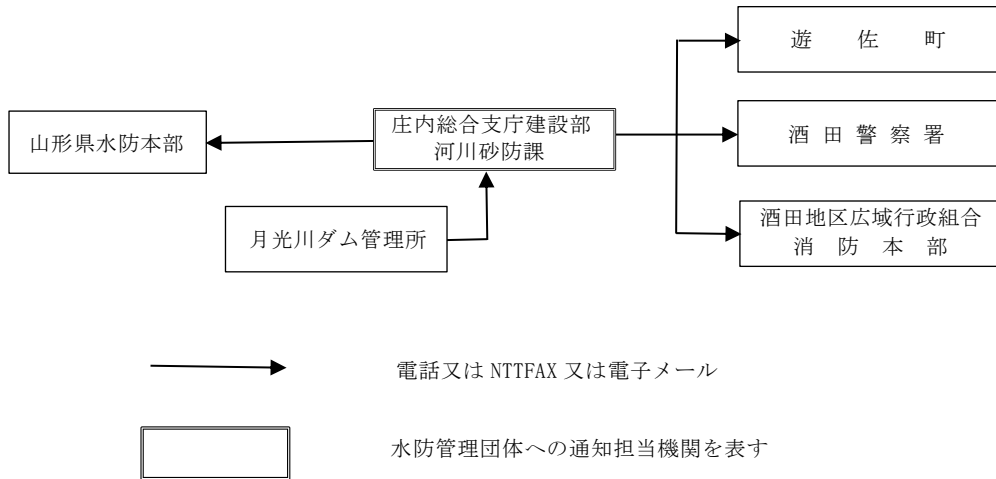
※1 各種情報システムとは、防災情報提供システム、県防災行政通信一斉指令、気象情報伝送処理システム、J-ALERT 等の各機関のシステムを指す。

※2 放送類とは、テレビやラジオ、インターネット等を指す。

(5) ダム放流による通信連絡系統図（月光川ダム）

放流に関する通知

ダムから放流を行うことにより、流水の状況に著しい変化を生じると認める場合において、これによって生じる危害を防止するため必要があると認めるときは、関係機関に通知を行う。



第5節 出動

1 出動命令

本部長は、水防警報が発せられ、又は管内の河川が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他必要と認めた場合は、水防法第17条の規定に基づき消防長に消防機関の出動を要請するものとする。消防長は、おおむね次の区分により消防団に出動命令を発令し、警戒配備につかせるものとする。

区 分	内 容
第1種出動命令	水防警報が発令され、又は区域内の河川が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他必要と認めた場合は、その状況に応じて活動に必要な一部の団員を招集する場合
第2種出動命令	関係区域に所属する全ての団員を招集する場合

- 2 出動の区域、区分、時期及び待機等の具体的な事項は、本部長がこれを指示する。
- 3 担当分団長は、本部長から出動の命令がない場合でも、その担当区域内に水害が発生するおそれがあると認めたときは、必要な団員を招集して警戒にあたらせ、又は待機を命じ、その他水防資器材の点検準備を行うなどの措置を行い、その状況を本部に報告しなければならない。

第6節 応援

- 1 他の水防管理者から応援要請があったときは、担当区域内の水防に支障がない限り、これに応じなければならない。
- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

第7節 水防作業

- 1 出動した消防団は、担当水防区域の監視及び警戒を実施し、特に重要な箇所を中心として巡回し、異常個所を発見した場合は、直ちに水防作業を開始するとともに、状況を本部に報告するものとする。
- 2 水防作業は指揮者の指示に従い、規律ある団体行動のもとに資材、器材を活用し、迅速、確実に行わなければならない。

第8章 水防異常通報

- 1 本部は、次の場合は直ちに県水防支部（庄内総合支庁）に報告するものとする。
 - (1) 堤防等に異常を発見したとき（これに対する措置）
 - (2) 水防機関が出動したとき
 - (3) 水防作業を開始したとき（これに対する状況とその措置及び概況）
- 2 本部は、堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、直ちにその旨を河川、港湾の管理者、県水防支部及び氾濫する方面の隣接水防管理団体に通報しなければならない。

第9章 避難立退き

- 1 居住者に避難のため立ち退きを命じ、又はその準備を指示する場合は所定の信号を用いるほか、防災行政無線、テレビ、ラジオ、エリアメール、広報車、口頭、その他の方法により速やかに伝達しなければならない。
また、立退きに際しては、最も安全な経路を選び指導者を付けて誘導するものとする。
- 2 立退きに際しては、次の事項についてあらかじめ調査し、これを居住者に周知させておくものとする。
 - (1) 立退きを要する地域の指定及び人口並びに世帯数の調査
 - (2) 避難地点及び経路の明示
 - (3) 立退きのための指導員の編成
- 3 本部長は、大雨・洪水警報等が発令された場合、若しくは突発的な災害が発生した場合において、人命に危険が予想され避難の必要があると認められる地域については、速やかに避難所を開設し、避難者の受け入れ体制に万全を期さなければならない。
- 4 避難所は、町立小・中学校等の屋内公共施設とし、状況によっては集落公民館等を使用するものとする。
- 5 立退き又はその準備を命じた場合、本部長はその旨を所轄警察署長に通報しなければならない。

第10章 援助又は応援要請

本部長は、水防のために必要と認めるときは、警察官又は自衛隊の援助を要請し、若しくは他の市町村長に対して、応援を求める手続きを取ることができる。

第11章 居住者の出動準備

本部長は、法第24条の規定により、関係地区内の居住者を水防に従事させるため、その召集方法、出動範囲、その他必要な事項をあらかじめ一般に周知させ、有事即応の準備を整えておくものとする。

第 12 章 水防信号及び車両優先通行方式

本部は県が定めた別記水防信号及び水防のため出動する車両優先通行の標識を一般に周知させるための措置を講じなければならない。

【水防信号】

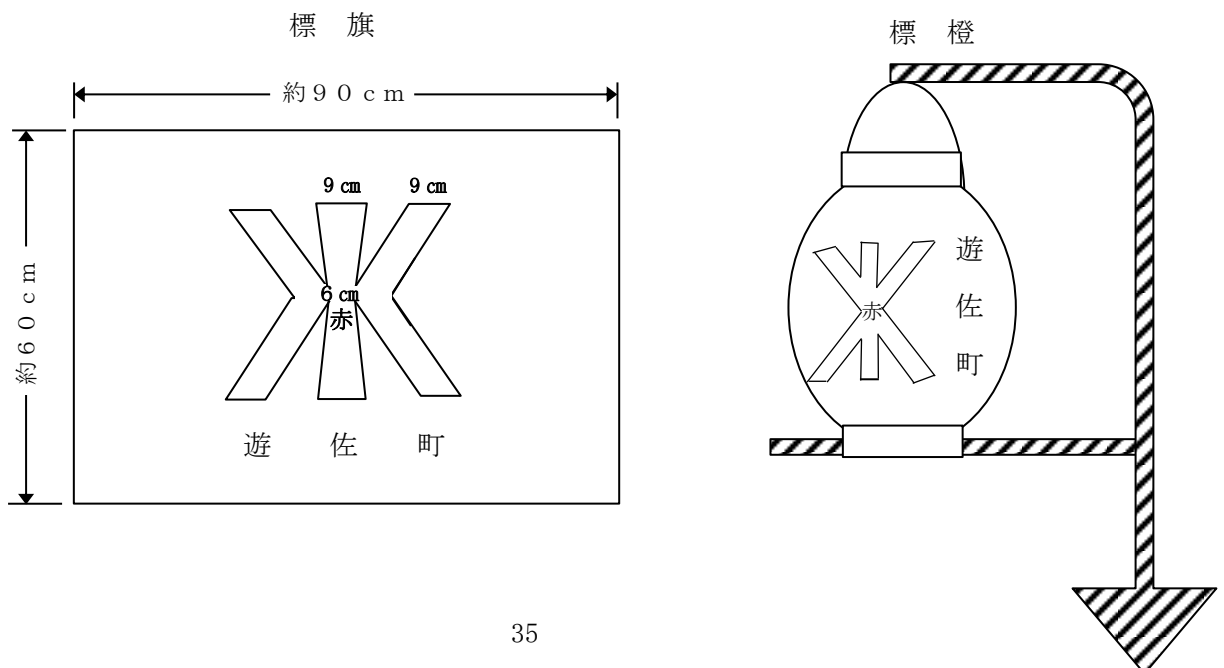
区分 信号	警 鐘 信 号	サイレン信号	内 容
第 1 信号	○休止○休止○休止	(約 5 秒) (約 15 秒) (約 5 秒) (約 15 秒) ○－ 休 止 ○－ 休 止	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
第 2 信号	○－○－○ ○－○－○ ○－○－○	(約 5 秒) (約 6 秒) (約 5 秒) (約 6 秒) (約 5 秒) ○－ 休 止 ○－ 休 止 ○－	水防団員及び消防機関に属する者が全員出動すべきことを知らせるもの
第 3 信号	○－○－○－○ ○－○－○－○ ○－○－○－○	(約 10 秒) (約 5 秒) (約 10 秒) ○－ 休 止 ○－	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第 4 信号	乱打	(約 1 分) (約 5 秒) (約 1 分) ○－ 休 止 ○－	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

- 備考 1 信号は、適宜の時間を継続する。
2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用する。
3 危険が去ったときは、口頭により伝達させるものとする。

なお、地震による堤防の漏水・沈下等の危険を認める場合は、上記に準じて水防信号を発する。

【車両優先通行標識】

車両の標識は、法第 18 条の規定により、次の通りとする。（昭和 24 年 9 月県告示 386 号）



第 13 章 公用負担

- 1 法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使するものは、その身分を示す証明書又はその委任を受けたものは、次のような証明書を携行し、必要があるときは、これを示すものとする。

公用負担命令権限証		
職	氏 名	
上記の者に遊佐町の区域における水防法第 28 条第 1 項の権限を委任したことを証する。		
令和	年	月 日
遊佐町長		印

- 2 法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使するときは、原則として次のような命令票を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡して、これをなすものとする。

公用負担命令票		
目的物	種類	員数
上記を水防資材として使用する。		
令和	年	月 日
遊佐町長		氏 名
取扱者	職	氏 名 印
殿		

- 3 前項による公用負担命令の権限を行使した場合は、その責任者が次の事項を本部に報告しなければならない。
- (1) 目的物、種類、員数
 - (2) 所有者又は管理者の住所、氏名
 - (3) 行使年月日

第 14 章 水防解除

(1) 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が警戒水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内に水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは水防支部を通じ県水防本部に報告するものとする。

(2) 消防機関の非常配備の解除

ア 消防本部の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。

イ 消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員が自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に保管する。

第 15 章 水防報告

第 1 節 水防経過報告

消防団長は、水防が終結したときは、次の事項を水防管理者に報告するものとする。

- (1) 気象の状況
- (2) 洪水増減の状況
- (3) 消防団員の出動の時刻並びに人員
- (4) 堤防、その他の施設等の異常の有無
- (5) 水防作業の実態
- (6) 使用資材の種類及び員数並びにその消耗分及び回収分
- (7) 法第 28 条の規定による負担命令の種類及び員数
- (8) 応援の状況
- (9) 居住者出動の状況
- (10) 警察機関の援助の状況
- (11) 現場指揮者の職氏名
- (12) 立退きの状況

- (13) 水防関係者の死傷
- (14) 殊勲者及びその功績
- (15) 事後の水防につき考慮を要する点、その他水防上の意見

第2節 水防報告

水防管理者は、水防活動が終了した後、直ちに水防を実施した個所毎に次の事項を取りまとめ、別表様式により、水防支部長を経て水防本部長に報告しなければならない。

- (1) 気象及び水文状況
- (2) 警戒出動及び解散命令日時
- (3) 水防団員又は消防団員の出場時刻及び人員
- (4) 堤防その他施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (5) 水防作業の状況
- (6) 使用水防資材の種類及び員数並びに回収分
- (7) 法第28条の規定による公用負担を命じた種別、数量及び使用場所
- (8) 応援の状況
- (9) 居住者出動の状況
- (10) 現場指揮者の職氏名
- (11) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (12) 水防関係者の死傷の有無及びその状況
- (13) 殊勲者の氏名及びその功績
- (14) 事後の水防につき考慮を要する点等があればその要旨及び所見
- (15) 障害物の処分した種別、数量、その事由及び除去の場所
- (16) 土地を一時使用した時はその場所及び所有者氏名とその理由
- (17) 堤防その他の施設にして緊急工事を要するものが生じた場合はその場所及び損害状況
- (18) 水防に要した経費

水防活動実施報告書

令和 年 月 日

作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm								
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸								
日時	自 月 日 時 至 月 日 時								
出動人員	消防職員		消防団員		その他		合計		
	人		人		人		人		人
水防作業の概況及び工法	箇所 m 工 法								
水防の結果	効果被害	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
		m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使用資器材	土 嚢				居住者の				
	ブルーシート				出動状況				
	な わ				水防関係				
	丸 太				者の死傷				
	そ の 他				雨量水位				
水防活動に関する 反省事項 備考									

⑨ 水防を行った箇所毎に作成すること。

第 16 章 水防訓練

本部長は、2年に1回以上、適当な時期を選び、水防訓練を実施するものとする。

第 17 章 浸水想定区域における避難確保のための措置

第 1 節 洪水予報等の伝達方法

法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定めるべき浸水想定区域における洪水予報の伝達方法は、本計画の第 7 章第 3 節の水防災害通報連絡系統図と同様とする。

第 2 節 避難場所

法第 15 条第 1 項第 2 号の規定により定めるべき浸水想定区域における避難場所は、次に掲げる通りとする。

(1) 一時避難場所（グラウンド・公園等）

No.	施設名	所在地	電話番号	面積(m ²)	主な避難対象地区
1	蕨岡小学校グラウンド	豊岡字花塚 29-1	72-2241	8,425	蕨岡
2	旧西遊佐小学校グラウンド	藤崎字千代ノ藤 2-2	76-2033	6,930	西遊佐
3	高瀬小学校グラウンド	当山字堰中瀬 25-4	72-2206	8,202	高瀬
4	吹浦小学校グラウンド	吹浦字西楯 9-6	77-2504	13,727	吹浦
5	県立遊佐高等学校グラウンド	遊佐字堅田 21-1	72-3422	16,615	遊佐
6	町民スポーツ広場（西側）	比子字下モ山 68-1	72-3311	11,278	西遊佐
7	町民スポーツ広場（東側）	藤崎字箕垣下 114-1	72-3311	15,410	西遊佐
8	菅里広場	菅里字菅野 7-1	72-3311	11,900	高瀬
9	蕨岡児童遊園地	豊岡字乳母懐 39	72-2231	1,612	蕨岡
10	野沢農村公園	野沢字上ク子添 105-1	72-3311	2,700	遊佐
11	旧吹浦小学校グラウンド	吹浦字西楯 23-6	72-3311	5,387	吹浦
計	11 施設				

(2) 指定避難所

No.	施設名	所在地	電話番号	主な対象地区	収容人員	給水・炊飯施設の有無	
						給水	炊飯
1	蕨岡小学校	豊岡字花塚 29-1	72-2241	蕨岡	290	○	○
2	藤崎小学校	江地字丁才谷地 31-4	76-2133	稲川、西遊佐	310	○	○
3	高瀬小学校	当山字堰中瀬 25-4	72-2206	高瀬	330	○	○
4	吹浦小学校	吹浦字西楯 9-6	77-2504	吹浦	300	○	○
5	県立遊佐高等学校	遊佐字堅田 21-2	72-3422	遊佐	370	○	
6	遊佐町生涯学習センター	遊佐字鶴田 52-2	72-2236	遊佐	200	○	○
7	蕨岡まちづくりセンター	豊岡字下和田 31-3	72-2231	蕨岡	100	○	○
8	稲川まちづくりセンター	増穂字大坪 25-2	76-2110	稲川	120	○	○
9	西遊佐まちづくりセンター	藤崎字坂ノ下 142-1	75-3822	西遊佐	210	○	○
10	高瀬まちづくりセンター	当山字上山崎 17-4	72-2937	高瀬	110	○	○
11	吹浦防災センター	吹浦字布倉 10-1	77-2503	吹浦	140	○	○
12	杉沢比山伝承館	杉沢字中田 1	72-2233	蕨岡	200	○	○
13	しらい自然館	白井新田字見晴野 21	72-2069	遊佐	310	○	○
14	町民体育館	遊佐字鶴田 29-2	72-5454	遊佐	600	○	
15	遊佐保育園	遊佐字五所ノ馬場 4-1	72-2248	遊佐	50	○	○
16	藤崎保育園	増穂字西田 96	76-2008	稲川、西遊佐	50	○	○
計	16 施設				3,690 人		

(3) 福祉避難所

No.	施設名	所在地	電話番号	収容人員
1	特別養護老人ホーム 松濤荘	菅里字菅野南山 7-1	76-2103	
2	山形県立吹浦荘	菅里字菅野南山 21-14	76-2516	
3	障がい者支援施設 月光園	当山字上戸 8-1	72-5611	
4	特別養護老人ホーム ゆうすい	遊佐字木ノ下 2	71-2133	
5	地域密着型小規模 特別養護老人ホーム にしだて	吹浦字西楯 23-9	71-6062	
計	5 施設			

第3節 災害時避難行動要支援者施設

法第15条第1項第4号の規定により定めるべき浸水想定区域内の災害時避難行動要支援者施設(主として高齢者、障害者及び乳幼児等その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設)は、次の通りとする。

No	施設名称	所在地	電話番号
1	認定子ども園杉の子幼稚園	遊佐字高砂83	72-2345
2	小規模保育事業所はぐの家	遊佐字丸ノ内134	31-8484
3	遊佐町総合福祉センター	遊佐字田子1	72-4715
4	遊佐町立遊佐小学校	吉出字和田13	72-2029
5	遊佐町立遊佐中学校	小原田字上川原 18-1	72-2820
6	遊佐町子どもセンター	遊佐字広表6-8	72-5858
7	順仁堂遊佐病院	遊佐字石田7	72-2522